

掛川市規則第7号

掛川市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の給与に関する規則（平成17年掛川市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表8級の項を次のように改める。

8級	1 理事の職務
	2 部長の職務
	3 危機管理監の職務
	4 南部行政事務局長の職務
	5 会計管理者の職務
	6 参与の職務
	7 議会事務局長の職務
	8 市立総合病院事務局長の職務
	9 教育次長の職務
	10 消防長の職務

別表第8アの表中

「

113		58	63				
-----	--	----	----	--	--	--	--

」を

「

113		57	63				
-----	--	----	----	--	--	--	--

」に改め

る。

別表第11アの表中

「

部長 南部行政事務局長	3種
----------------	----

」

を

「

部長 危機管理監 南部行政事務局長	3種
-------------------------	----

」

に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。